稲城市告示第114号

自転車等放置禁止区域内に放置されていた別紙の自転車等について、稲城市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年稲城市条例第22号）第10条第２項の規定により撤去し、同条例第11条第１項の規定により下記のとおり保管しているが、その所有者を確認できないため、同条第２項の規定によりその旨を告示する。

なお、この告示の日から60日を経過し、なおも所有者が引き取らず、又は所有者を確認できない自転車等については、同条第３項の規定により処分する。

令和８年11月６日

稲城市長　髙　橋　勝　浩

記

１　保管場所　稲城市矢野口3113番地の３

２　保管期間　この告示の日から60日間

３　連 絡 先　稲城市都市建設部管理課

所有者の確認出来なかった自転車等

No	台帳番号	形　　式	色	車体番号	撤去した区域	撤去した日
1	93	普通大人用自転車	ベージュ	SNVC00654	南多摩駅	令和8年09月01日
2	96	普通大人用自転車	銀	SL18110141	矢野口駅	令和8年09月01日
3	98	普通大人用自転車	青	STJ316247	南多摩駅	令和8年09月25日
4	99	普通大人用自転車	白	WBD138L01480	押立路上	令和8年09月25日
5	101	普通大人用自転車	白	SXA1286888	矢野口駅	令和8年09月25日
6	104	電動アシスト自転車	灰	B1316874529	南多摩駅	令和8年09月30日
7	105	普通大人用自転車	黒	SPG039445	京王よみうりランド駅	令和8年09月30日